

令和 3 年 8 月 6 日

第 5 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

8 月 6 日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提出案件の概要説明

日程第 4 報告第 7 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（南知多町新学校給食センター建設工事））

日程第 5 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度南知多町一般会計補正予算（第 5 号））

日程第 6 議案第 58 号 財産の購入について（移動式バスケットゴール 1 対）

日程第 7 議案第 59 号 令和 3 年度南知多町一般会計補正予算（第 6 号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12 名）

1 番 森 宏 子

2 番 山 本 優 作

3 番 鈴 木 浩 二

4 番 片 山 陽 市

5 番 小 嶋 完 作

6 番 内 田 保

7 番 石 垣 菊 蔵

8 番 服 部 光 男

9 番 藤 井 満 久

10 番 吉 原 一 治

11 番 榎 戸 陵 友

12 番 石 黒 充 明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 中 川 昌 一

総 務 部 長 滝 本 恭 史

総 務 課 長 内 田 純 慈

防災危機管理室長 石 黒 俊 光

企画財政課長 滝 本 功

建設経済部長 鈴 木 淳 二

建設課長 山 本 剛

産業振興課長 奥 川 広 康

厚生部長 大 岩 幹 治

健康介護課長	田中直之	健康子育て室長	相川和英
教 育 長	高橋 篤	教 育 部 長	鈴木茂夫
社会教育課長	森 崇史	学 校 給 食 センター所長	山本剛資

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美 保	主 査	小坂 有 一
--------	---------	-----	--------

〔 開会 9時30分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中、8月臨時町議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日々国内の新型コロナ新規感染者数は過去最多を更新し、週末の台風も心配され、不安なニュースが多い中、連日、朝、目に飛び込みますオリンピック日本選手皆さんの活躍、私たち国民に元気と力を与えてくれ、感動をありがとうと伝えたい気持ちになります。

それでは、本日の会議には、試用期間としてタブレットの使用を許可いたします。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での傍聴とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、鈴木浩二議員、4番、片山陽市議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3 提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第 3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多忙の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、本日の臨時会で御審議いただきます案件としまして、専決処分の報告についてをはじめ 4 議案でございます。

提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第 7 号の専決処分の報告につきましては、南知多町新学校給食センター建設工事の請負契約におきまして、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第 57 号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和 3 年度南知多町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

その内容といたしましては、6 月 19 日に降り続いた雨の影響により被災いたしました道路のり面の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第 58 号の移動式バスケットゴール 1 対の購入につきましては、去る 7 月 28 日に入札を終えましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 59 号は、令和 3 年度南知多町一般会計補正予算（第 6 号）であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業及びコロナワクチン接種事業に係

る補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,019万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費59万9,000円、民生費126万1,000円、衛生費1,349万円、商工費8,112万8,000円、消防費96万3,000円及び教育費264万4,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、国庫支出金8,708万5,000円及び県支出金1,400万円をそれぞれ追加し、繰入金100万円を減額するものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（南知多町新学校給食センター建設工事））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（南知多町新学校給食センター建設工事））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第7号、専決処分の御報告をさせていただきます。

次のページの専決第12号 工事請負契約の変更についてを御覧ください。

令和2年8月7日付議案第58号により議決されました南知多町新学校給食センター建設工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和3年7月16日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前8億300万円を変更後8億564万円とし、264万円増額したものでございます。

次のページの変更理由書を御覧ください。

主な変更事項でございますが、1. 玄関乗り入れ部分の既設側溝取替えによる増、2. 既設防球ネット・支柱及び樹木撤去による増、3. 地中障害物（旧愛知用水管路）撤去

による増、４．建物外壁及び内部間仕切りの仕様変更による減でございます。

次のページに変更箇所図をつけておりますので、参考に御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第５ 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度南知多町
一般会計補正予算（第５号））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第５、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度南知多町
一般会計補正予算（第５号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第57号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和３年度南知多町一般会計補正予算（第５号）につきまして、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の３ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,010万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明を申し上げます。

８ページ、９ページを御覧ください。

下段の表、３．歳出でございます。

11款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋りょう施設災害復旧費は696万3,000円の増額補正でございます。これは、６月19日に降り続いた雨の影響により被災した豊浜字西廻間町道3046号線の道路のり面の災害復旧工事に係る調査設計業務委

託に要する経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

上段の表、２．歳入でございます。

19款１項１目繰越金は696万3,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました災害復旧工事に係る調査設計業務委託の財源といたしまして増額補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○６番（内田 保君）

設計業務委託は696万円となっておりますが、この入札は何者を予定しておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

何者の入札を予定しているという御質問でございますが、専決処分で既に随意契約により２者を選定いたしまして、委託業務を７月13日に契約を行っております。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

お諮りをします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第58号 財産の購入について（移動式バスケットゴール1対）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第58号 財産の購入について（移動式バスケットゴール1対）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第58号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、移動式バスケットゴール1対を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2. 財産の概要は、移動式バスケットゴール1対を南知多町総合体育館に令和3年12月17日までに納入するものでございます。

契約金額は723万8,000円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は65万8,000円でございます。

契約の相手方は、日本フィールドシステム株式会社中部支店でございます。

入札につきましては、去る7月28日に指名競争入札にて実施したものであります。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りをします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第59号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第59号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,019万3,000円とするものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業及びコロナワクチン接種事業に係る補正でございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は59万9,000円の増額補正でございます。これは、役場本庁舎及び各サービスセンターの新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な消毒液、消毒液オートディスペンサー、換気用サーキュレーターなどの物品を購入するための経費でございます。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費は126万1,000円の増額補正でございます。これは、地域で行われる百歳体操やサロンの再開を支援するため、健康づくりリーダーの派遣や消毒液等の消耗品を購入するための経費でございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は1,349万円の増額補正であります。このうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は699万8,000円の増額補正で、高齢者接種の加速化による集団接種の実施回数の増加に伴い、ワクチン接種に係る医療従事者報償、医薬材料費などを増額するものであります。並びに職員給与費649万2,000円の増額補正は、高齢者接種の加速化による集団接種の実施回数の増加に伴い、職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を増額するものであります。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

7 款1 項商工費、2 目商工業振興費は6,187万円の増額補正であります。

このうち、南知多町地域応援クーポン券発行事業費は5,707万円の増額補正で、コロナ禍により売上げが減少している町内の小売業者等への支援策として地域応援クーポン券を発行することにより、町内消費の拡大を図り、併せて各家庭における家計の支援を行うため、1,000円ごとに使用できる500円クーポン券を6枚1つづりとして全町民を対象に配付するための経費でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策経営相談体制強化事業費は480万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている町内事業者の雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備することを目的として、商工会が事業者から経営相談や各種申請書等の対応を行う相談員の配置に要する費用として補助金を交付するものでございます。

次に、4 目観光振興費は1,925万8,000円の増額補正であります。

このうち、観光感染症対策補助金は225万8,000円の増額補正で、6 月議会に上程し、補正（第4号）で御可決いただきました感染症蔓延防止対策事業の追加といたしまして、

実施主体の町観光協会会員以外の事業者に対しましても感染症予防製品の配付を行うため、CO₂センサー及び除菌マットの購入の補助を行うものであります。

また、宿泊促進事業補助金は1,700万円の増額補正であります。

これは、コロナ禍における町内宿泊施設への宿泊者数の維持を目的として、本町を訪れる観光客に対し宿泊費の一部を助成することで観光事業者の支援を行うもので、1人1泊を上限に5,000円の助成を行い、そのうちの1,000円は町内で使用できるクーポン券を発行するものであります。

次に、9款1項消防費、2目非常備消防費は100万円の財源更正でございます。

これは、既に実施しております感染リスクの高い状況下での救急患者の搬送に当たった海上運送事業者に対して協力金を支給する離島救急患者搬送協力金交付事業の財源といたしまして、国庫補助金である地方創生臨時交付金を充当するために財源更正をするものでございます。

次に、4目災害対策費は96万3,000円の増額補正であります。

これは、風水害時における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の避難先として師崎避難所を候補の一つとして検討していることから、師崎避難所に簡易トイレ、毛布などの避難所用品並びに感染症拡大防止のための物品を購入するための経費でございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費は264万4,000円の増額補正であります。

これは、総合体育館のトイレ及びシャワー室の換気扇を取り替え、トイレの3密対策を強化させるとともに、総合体育館トイレの手洗い器を非接触式に取り替え、感染拡大を防止するための工事請負費を新たに計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は699万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費に対する負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は7,359万5,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金で、町が実施する新型

コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金でございます。

3目衛生費国庫補助金は649万2,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員給与費に対する補助金であります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、8目商工費県補助金は1,400万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました南知多町地域応援クーポン券発行事業に対する補助金であります。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は100万円の減額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました非常備消防費の財源更正に伴い減額するものでございます。

次に、16ページからの補正予算給与費明細書であります。

それでは、17ページを御覧ください。

上段の表、ア、会計年度任用職員以外の職員の比較の欄の職員手当を御覧ください。

職員手当649万2,000円の増額でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の増額でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点について確認をいたします。

11ページの職員給与費ですが、職員の皆さん方、本当にコロナワクチンの接種で時間外労働をせざるを得ないと、そういう点では非常に献身的に努力されていることに対して敬意を表します。

このお金は時間外勤務手当が438万8,000円と、もう一つ、管理職員特別勤務手当が210万4,000円でこれの根拠を、何人の方がどれぐらいの時間外をやっているのかということをも明らかにしていただきたい。

それから、2点目は、13ページの宿泊促進事業補助金1,700万円の事務費の200万円というのが計上されておりますけれど、これの積算根拠、どれだけの事務費がどういうふうな形で使われたのかということについてもう少し詳しく、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

それでは、職員給与費の時間外勤務手当につきまして答弁させていただきます。

まず、管理職員のほうでございますが、延べ人数で245人の増となっております。これは、勤務時間が6時間を超える者、超えない者によりまして若干単価が変わっておりますので、ちょっと詳細なところまでは省かせていただいております。トータルで245人の増となっております。

また、一般職員につきましては、延べ111人の増で、1日当たり土曜日の出勤で6時間の時間外勤務で計上しております。

その他、通常勤務における時間外も発生しておりまして、職員が2名増員した関係で時間外が増となっております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

宿泊促進事業費補助金のうち、事務費が200万円の積算根拠について説明させていただきます。

まず、宿泊助成券・クーポン券作成費用、宿泊事業者・小売店等への振込手数料でございます。

あと、周遊パンフレット作成費用、これは今回、新たな試みでございますが、CO₂センサーや除菌マット等の設置をしておるものですから、アフターコロナに対応した安全・安心な観光地として南知多町をPRしたものでございます。

あと、助成券送付時に助成券を挟む南知多をPRしたクリアファイル、事務に用する消耗品、最後になりますが、人件費等になります。

以上で説明を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第5回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 10時01分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 片 山 陽 市